

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年9月30日23飯税第2158号で行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、異議申立人の主張どおりに、飯塚県税事務所長及び直方県税事務所長が、特定の個人あてに鉾区税の領収書を発行していた場合に、実施機関が作成した、当該領収書の税目及び鉾区の所在地が確認できる文書である。

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定に基づき、本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### （1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### （2）異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年9月19日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成23年9月30日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成23年10月4日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張は、次のとおりである。

本件文書は、個人情報に当たらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することになる。

## 6 審査会の判断

### (1) 本件文書について

本件文書は、異議申立人の主張どおりに、飯塚県税事務所長及び直方県税事務所長が、福岡県嘉穂郡嘉穂町所在の土地上に採掘権を有する特定の個人あてに鉱区税の領収書を発行していた場合に、実施機関が作成した、昭和60年度から平成2年度までの当該領収書6枚の税目及び昭和54年度から昭和59年度までの当該領収書6枚に係る鉱区の所在地が確認できる文書である。

### (2) 本件文書の存否応答拒否について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件開示請求は、特定の個人の氏名を挙げて、当該個人に対する鉱区税の課税に関する情報の開示を求めたものであり、実施機関は、条例第9条の規定により、条例第7条第1項第1号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

したがって、本件文書の情報が、同号に規定する非開示情報に該当するかについて判断する。

### ア 条例第7条第1項第1号本文該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記載されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

本件文書については、その存否を答えることで、特定の個人に対する鉱

区税の課税に関する情報の存在が明らかになるものであり、その情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本件文書の情報は、同号本文に該当すると認められる。

#### **イ 条例第7条第1項第1号ただし書口該当性について**

同号ただし書口は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、例外的に開示することとしている。

異議申立人は、「本件文書は、個人情報に当たらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である」旨主張している。

しかし、同号ただし書口は、公益上の観点から公にすることが必要な情報について規定したものであって、本件文書を開示することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められないことから、本件文書の情報は、同号ただし書口に該当しない。

また、本件文書の情報が、同号ただし書イ、ハ、ニにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定に基づき本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。